

2021 年度「グローバル法務系専門職大学院認証評価」の結果について

I. グローバル法務系専門職大学院認証評価の目的

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）ことを目的としています。そして、グローバル法務系専門職大学院認証評価では、より具体的に以下の2つの目的を掲げています。

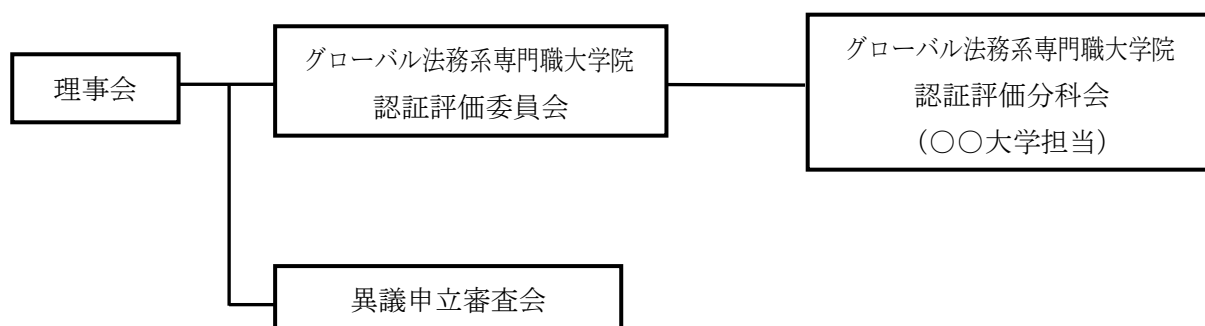
- ① グローバル法務系専門職大学院基準の適合判定を行うことにより、当該大学院の質を社会に対して保証すること
- ② 評価結果の提示やアフターケア等を通じて、当該大学院の質の維持及び向上を継続的に支援すること

上記のような目的を果たしていくために、2019 年度にグローバル法務系専門職大学院の認証評価機関となり、2021 年度より評価を実施しました。特に、①に関しては、関係法令等の遵守状況のみならず、当該大学院の固有の目的の達成に向けた活動の実施と、自己点検・評価を教育研究活動の改善に結びつけるためのシステムの整備という2点を重視しています。

II. グローバル法務系専門職大学院認証評価の組織体制

本協会のグローバル法務系専門職大学院認証評価では、下掲のような組織体制が採用されています。

グローバル法務系専門職大学院認証評価組織体制図



各組織体の構成などは、表1の通りであり、いずれもグローバル法務大学院の教員やグローバル法務系分野の実務家、外部有識者から構成されます。また、「グローバル法務系専門

職大学院認証評価分科会」は申請大学院ごとに設けられます。

表 1：グローバル法務系専門職大学院認証評価関係会議体の構成等

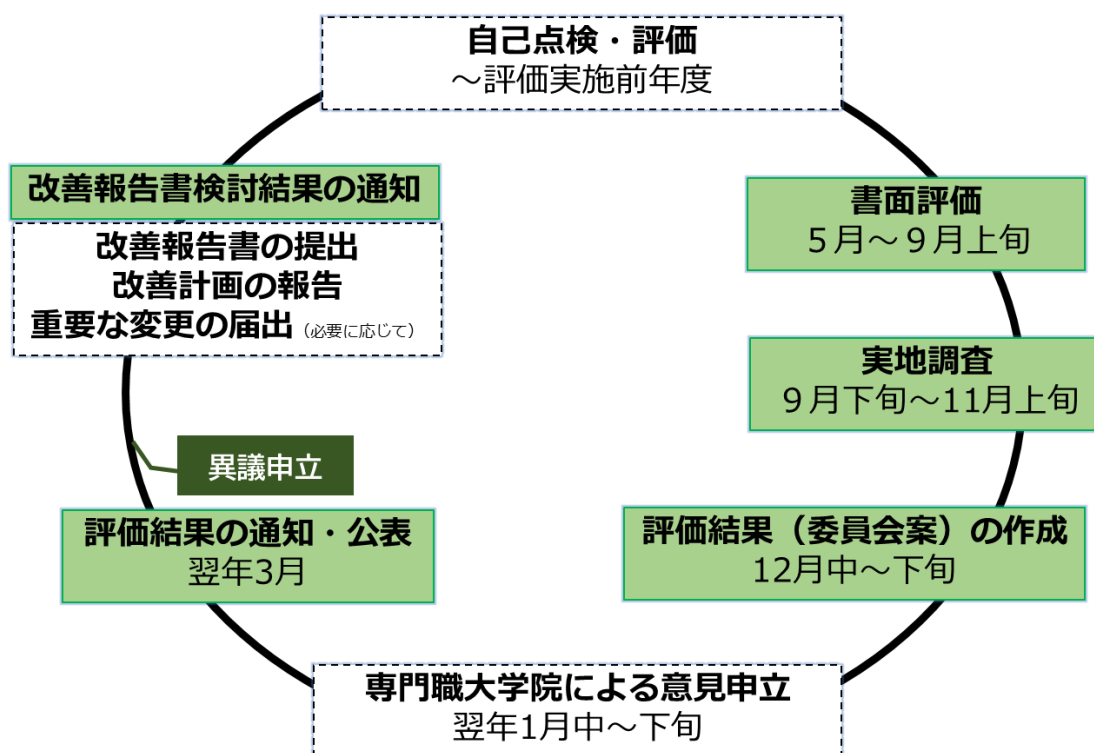
組織体	人数	備考
法務系専門職大学院 認証評価委員会	15名以内	必要に応じて幹事を置くことがある。
グローバル法務系専門職大学院 認証評価分科会	原則4名	主査1名と委員3名から構成される。必要に応じて委員を増員する場合や、オブザーバーが参加する場合もある。

Ⅲ. グローバル法務系専門職大学院認証評価のプロセス

1. 評価プロセス

本協会の実施するグローバル法務系専門職大学院認証評価のプロセスは、以下の図1のようになります。

図 1：評価プロセス



また、グローバル法務系専門職大学院認証評価の1年間のプロセスを時系列に取りまとめると表2のようになります。

表2：年間の評価プロセス

グローバル法務系専門職大学院 認証評価分科会	評価者研修 セミナー	評価の内容・方法や守秘義務などに関する内容の学習
	書面評価	提出資料に基づく所見の作成、主査・委員による審議
	実地調査	当該大学院での面談調査、学生インタビュー、資料閲覧、施設・設備見学
法務系専門職大学院 認証評価委員会	各分科会より提出された分科会報告書に基づく認証評価結果（委員会案）の作成、意見申立への対応、認証評価結果（案）の作成	
理事会	法務系専門職大学院認証評価委員会より提出された認証評価結果（案）の審議	

2. 提言とアフターケア

(1) 提言

認証評価結果においては、内容に応じて表3のような4種類の「提言」を付すことがあります。

表3：グローバル法務系専門職大学院認証評価結果における提言

種類	内容
長 所	基本的な使命や固有の目的の達成に向けて成果・機能が認められる取組み
特 色	固有の目的に即した特色ある取組み
検討課題	十分な検討と改善に向けた一層の努力が望まれる事項
是正勧告	早急に改善措置を講じる必要がある事項

(2) アフターケア

上記の「提言」のうち、「検討課題」及び「是正勧告」に関しては、認証評価の終了後に以下のような対応が求められます。

①グローバル法務系専門職大学院認証評価委員会でのプレゼンテーション

認証評価結果に「検討課題」及び「是正勧告」が付された場合には、それぞれの対応方法を検討し、具体的な計画を策定したうえで、本協会の法務系専門職大学院認証評価委員会に対してプレゼンテーションを行う必要があります。そして、プレゼンテーションの実

施後には、出席委員との質疑応答・意見交換を通じて、より良い方策を模索していきます。

②改善報告書の提出

認証評価結果に「是正勧告」が付された場合には、認証評価の終了後、本協会が指定する期日までに「改善報告書」を提出する必要があります。提出された「改善報告書」は、法務系専門職大学院認証評価委員会において検討を行い、その結果は各大学に通知します。

3. 重要な変更に伴う届出

グローバル法務系専門職大学院認証評価を受けた大学院は、教育課程や教員組織等に重要な変更があった場合、当該事項を本協会に届け出ることが義務づけられています。この届出がなされた場合、法務系専門職大学院認証評価委員会は、当該大学院の意見を聞いた上で、必要に応じて認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じます。

IV. グローバル法務系専門職大学院認証評価結果の構成

項目名	内容
認証評価結果	「グローバル法務系専門職大学院基準」への適合状況 認定期間
総 評	評価結果の全体的な概要（当該大学院固有の目的、特色ある取組み、改善が求められる事項や今後の課題など）
グローバル法務系専門職 大学院基準の各項目にお ける概評及び提言	「概評」 「提言」（「長所」、「特色」、「検討課題」、「是正勧告」）

V. 2021年度のグローバル法務系専門職大学院認証評価の結果

1. 申請大学院及び適合判定

(1) グローバル法務系専門職大学院認証評価

設置形態	専門職大学院の名称	判定
私立	慶應義塾大学大学院 法務研究科 グローバル法務専攻	適合

2. 2021年度グローバル法務系専門職大学院認証評価関係委員会等名簿

(1) 法務系専門職大学院認証評価委員会名簿

役名	氏名	所属名
委員長代行	小名木 明宏	北海道大学
委員	荒木 一郎	横浜国立大学
委員	上田 廣一	上田廣一法律事務所
委員	加嶋 良行	株式会社ルミネ
委員	鹿野菜穂子	慶應義塾大学
委員	川口 美貴	関西大学
委員	小久保孝雄	京都大学
委員	鈴木 謙也	司法研修所
委員	高倉 成男	明治大学
委員	富井 幸雄	東京都立大学
委員	中川 深雪	中央大学
委員	本庄 武	一橋大学
委員	丸山 謙一	読売新聞東京本社
委員	三澤 英嗣	日本弁護士連合会

(2022年3月24日現在)

(2) グローバル法務系専門職大学院認証評価分科会名簿

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻

役名	氏名	所属名
主査	大塚 章男	筑波大学
主査代理	富井 幸雄	東京都立大学
委員	荒木 一郎	横浜国立大学
委員	高倉 成男	明治大学
委員	山本 晋平	日本弁護士連合会・ 古賀総合法律事務所

3. 2021年度グローバル法務系専門職大学院認証評価のスケジュール

(1) グローバル法務系専門職大学院認証評価

2021年 ～1月末	認証評価申請書の提出
2月	法務系専門職大学院認証評価委員会の開催 ^{※1}
4月	認証評価関連資料の提出
4月下旬～5月下旬	評価者研修セミナーの開催 ^{※1} 分科会主査・委員に対する提出資料の送付
～7月上旬	分科会主査・委員による評価所見作成、 分科会委員による認証評価結果（分科会原案）とりまとめ
～8月上旬	分科会主査による認証評価結果（分科会原案）の確認
8月中旬	分科会の開催 ^{※1}
10月下旬	実地調査の実施 ^{※2} 認証評価結果（分科会最終案）の完成
11月中旬	法務系専門職大学院認証評価委員会正・副委員長による検討・ 審議 ^{※1}
12月上旬	法務系専門職大学院認証評価委員会の開催 ^{※1}
12月下旬	認証評価結果（委員会案）の申請大学院への送付
2022年 2月上旬	法務系専門職大学院認証評価委員会の開催 ^{※1}
2月下旬	理事会の開催

<2021年度専門職大学院認証評価における新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る措置>

※1：評価に係る各種会議、研修等は、審議・検討内容に応じて、メール審議、説明動画の配信（オンデマンド形式）、ウェブ会議で実施しました。特に慎重な審議を要する場合には、対面形式での会議とウェブ会議を組み合わせで実施しました。

※2：実地調査に関しては、専門職大学院認証評価では、施設・授業見学、成績評価や修了成果物に係る資料の閲覧が必須であることから、可能な限り評価者が現地を訪問しました。ただし、申請大学院・評価者の状況を聞いた上で、訪問が難しい場合には、一部の参加者・実地調査プログラムはオンラインシステム（ウェブ会議、ウェビナーでの授業見学など）を用いて実施したほか、オンライン授業の見学や学生インタビューの際にオンラインシステムを活用することで対応しました。